

全員協議会会議録

1	開 会	2
2	あいさつ	2
3	議 題	3
(1)	提出議案について	3
①	議案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について.....	3
②	議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・	3
③	議案第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・	3
(2)	協議事項について	4
①	会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて.....	4
(3)	報告事項について	5
①	塩谷広域行政組合議会について.....	5
②	報告第1号 令和3年度矢板市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について.....	6
③	報告第2号 令和3年度矢板市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	7
④	報告第3号 令和3年度矢板市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について.....	8
⑤	報告第4号 公益財団法人矢板市農業公社の経営状況説明書の提出について	9
⑥	矢板市犯罪被害者等支援条例の制定及びパブリックコメント実施について	11
⑦	工事請負契約の締結に係る追加議案の提出予定について.....	12
4	その他	13
5	閉会	14

日 時 令和4年6月3日(金) 午前10時00分～午前10時32分
場 所 議場

○ 出席者

【 議員 15 人 】

- ① 石 塚 政 行
- ② 掛 下 法 示
- ③ 神 谷 靖
- ④ 中 里 理 香
- ⑤ 高 瀬 由 子
- ⑥ 櫻 井 惠 二
- ⑦ 藤 田 欽 哉
- ⑧ 佐 貫 薫
- ⑨ 伊 藤 幹 夫
- ⑩ 関 由紀夫
- ⑪ 小 林 勇 治
- ⑬ 宮 本 妙 子
- ⑭ 石 井 侑 男
- ⑮ 中 村 久 信
- ⑯ 今 井 勝 巳

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市 長 齋 藤 淳一郎
- ② 副市長 横 塚 順 一
- ③ 教育長 村 上 雅 之
- ④ 総合政策部長兼総合政策課長 和 田 理 男
- ⑤ 総務部長兼総務課長 高 橋 弘 一
- ⑥ 秘書広報課長 佐 藤 賢 一
- ⑦ 市民生活部長兼危機管理監兼生活環境課長 村 上 治 良
- ⑧ 農林課長 黒 田 禎 子
- ⑨ 水道課長 宮 本 典 子
- ⑩ 下水道課長 江 連 康 一
- ⑪ 教育総務課長 細 川 智 弘

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 薄 井 勉
- ② 主査 粕 谷 嘉 彦
- ③ 主査 佐 藤 晶 昭

1 開 会

○議長（今井勝巳） ただいまから、全員協議会を開会いたします。

(10 : 00)

2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今回、第 377 回定例会議に、市当局から提出いたします案件は、報告事項 4 件、補正予算 1 件、条例の一部改正 2 件及び人事案件 3 件の計 10 件であります。人事案件のうち、議案第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、本市固定資産評価審査委員会委員であります我妻広道氏が、令和 4 年 6 月 21 日をもって任期が満了となりますので、後任の委員に中山文生氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。議案第 5 号及び議案第 6 号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについては、本市人権擁護委員であります藤田一夫氏並びに櫻井宣子氏が、令和 9 月 30 日をもって任期が満了となりますので、後任の委員に近藤一氏並びに豊田久仁子氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

これら人事案件につきましては、慣例によりまして、即決をもって議決くださるようお願い申し上げます。

また、各報告事項につきましては、所管の部課長から説明いたしますので、よろしく御協議くださるようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

3 議 題

(1) 提出議案について

- ① 議案第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
 - ② 議案第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 - ③ 議案第 6 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-

○議長 (1)提出議案について、①から③までについて一括説明を求めます。

○総務課長 (高橋弘一) おはようございます。

議案第 4 号から議案第 6 号まで一括して説明させていただきます。

それでは議案書の 32 ページをお願いいたします。

(議案書 32 ページを朗読)

それでは中山文生氏の履歴書を御覧ください。固定資産評価審査委員会委員の任期は 3 年であります。本町にお住まいの 61 歳の方です。学歴につきましては、記載のとおりであります。職歴といたしまして、昭和 54 年に栃木県職員となられまして、記載してありますように、4 か所の県税事務所で要職を務められ、税に関する知識が豊富な方であります。また、矢板森林管理事務所・県北環境森林事務所、こちらでも要職に就かれ林地開発の業務に携わるなど、土地に関する知識も豊富な方であります。中山文生氏の説明は以上となります。

続きまして議案書 33 ページをお願いいたします。

(議案書 33 ページを朗読)

それでは、近藤一氏の履歴書を御覧ください。人権擁護委員の任期は 3 年です。扇町一丁目にお住まいの 56 歳の方です。学歴、職歴につきましては、記載のとおりであります。その他の経歴といたしまして、たかはらさくら青年会議所の副理事長、矢板小学校の P T A 会長及び学校評議員、さらには、矢板中学校の P T A 会長及び学校評議員を務められた方です。近藤一

氏の説明は以上となります。

続きまして議案書 34 ページをお願いいたします。

(議案書 34 ページを朗読)

それでは豊田久仁子氏の履歴書を御覧ください。泉にお住まいの 63 歳の方です。学歴につきましては記載のとおりであります。職歴といたしましては、昭和 58 年 4 月から平成 31 年 3 月に定年退職されるまで教員として奉職され、退職後も 3 年間、矢板市の小学校で非常勤教育職員として務められました。豊田久仁子氏の説明は以上となります。

以上、議案第 4 号から議案第 6 号までの説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

(2) 協議事項について

① 会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて

○議長 次に、(2) 協議事項に入ります。①について説明を求めます。

○議会運営委員長 (佐貫薫) おはようございます。

会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて御協議を申し上げます。

第 377 回定例会議の議会運営については、去る 5 月 26 日午前 10 時から、第 2 委員会室において議会運営委員会を開催し協議をいたしました。

提出議案の件数、一般質問通告者数及びそれらの取扱い等について慎重に協議した結果、この定例会議の期間は、本日から 6 月 16 日までの 14 日間と決定をいたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付の日程表のとおりであります。

議案の取扱いにつきましては、議案第1号から議案第3号までの3議案については、総務厚生常任委員会に付託する予定であります。議案第4号から議案第6号までの3議案については、人事案件でありますので、慣例によりまして、委員会付託を省略し即決でお願いをいたします。

何とぞ、議員各位の御協賛を賜りますようお願いを申し上げまして、報告を終わります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 なしと認めます。

(3) 報告事項について

① 塩谷広域行政組合議会について

○議長 次に、(3) 報告事項に進みます。①については、私から御報告いたします。

去る5月27日午前10時30分から、エコパークしおやにおいて全員協議会が開催され、その後、第146回塩谷広域行政組合議会臨時会が開催されました。

議案については、議案第1号 管理者の専決処分事項承認について、専決第1号 令和4年度塩谷広域行政組合一般会計補正予算(第1号)、議案第2号 塩谷広域行政組合特別職報酬等審議会条例の制定について、議案第3号 塩谷広域行政組合職員の給料に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給料の特例に関する条例の一部改正について、議案第4号 塩谷広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第5号 監査委員の選

任同意について、議案第 6 号 財産の取得についての議案 6 件であります。

いずれの議案も原案のとおり可決承認されました。詳細については、事務局に資料がありますので、御覧いただきたいと存じます。

以上で報告を終わります。

② 報告第 1 号 令和 3 年度矢板市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長 次に、②について説明を求めます。

○総務課長 報告第 1 号について御説明いたします。

こちらは令和 3 年度において、繰越明許費の取扱いをした事業について、法の定めるところにより報告するものであります。

それでは報告事項の 2 ページをお願いいたします。

令和 3 年度矢板市一般会計繰越明許費繰越計算書になります。上から順に事業名と、繰越しの理由を御説明してまいります。まず、企画調整事業のふるさと納税返礼品は、返礼品である防災シェルターの標準工期が確保できず、年度内完成が見込めないため繰越しをしたものであります。次に戸籍住民基本台帳事務は、国の令和 3 年度補正予算に伴う、住民記録システムの改修に係る経費であり、令和 4 年 3 月に国からの詳細な仕様書が示されたため、システム改修の年度内完了が見込めず繰越しをしたものであります。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業は、国において申請期限を令和 4 年 9 月 30 日としたため、年度内完了が見込めず、繰越しをしたものであります。子育て世帯への臨時特別給付事務、それと次の給付事業、こちらにつきましては、令和 4 年 3 月 31 日までに生まれた児童を対象としており、出生から 14 日以内に出生届を届け出るものであるため、年度内完了が見込めず繰越しをしたものであります。農業委員会運営事務は、国の令和 3 年度補正予算に係る情

報収集等を業務効率化支援事業について、交付決定が令和4年3月下旬であったため、事業執行の期間が確保できず年度内完了が見込めないため、繰越しをしたものであります。八方ヶ原交流促進センター管理運営事業は、国の令和3年度補正予算に係る地方創生拠点整備交付金の事業採択が、令和4年3月であったため、事業の年度内完成が見込めないことから繰越しをしたものであります。道路新設改良事業安沢地区は、国の令和3年度補正予算に係る国庫補助金の追加交付分の工事であり、標準工期が確保できず年度内完成が見込めないため、繰越しをしたものであります。わかば通り整備事業は、用地交渉及び地元調整に不測の日数を要し、用地補償の年度内完了が見込めないため繰越しをしたものであります。小学校保健安全事業から中学校教育振興事業までの4事業につきましては、感染予防のための消耗品の調達にかかる経費、また、学校支援のためのタブレットドリルや、デジタル教科書などにかかる経費で、国の令和3年度補正予算に伴うものであり、年度内完了が見込めず、繰越しをしたものであります。生涯学習館管理運営事業は、国体関連で、前倒しで長寿命化改修工事を行っておりますが、工事の標準工期が確保できず、年度内完成が見込めないため繰越しをしたものであります。説明は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

③ 報告第2号 令和3年度矢板市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長 次に、③について説明を求めます。

○水道課長(宮本典子) 続きまして3ページ、報告第2号 令和3年度矢板市水道事業会計予算繰越計算書の報告になります。朗読は省略させていただきます。

ます。

4 ページ繰越計算書を御覧ください。主なところを読み上げさせていただきます。事業名は配水管布設工事第 18 号、翌年度の繰越額は 1,034 万円です。

繰越しの理由につきましては、説明欄に記載されていますとおり、令和 4 年度に実施される市道鹿島町・矢板 3 号線舗装修繕工事の関連工事であり、市道鹿島町・矢板 3 号線舗装修繕工事の工期に合わせた工期設定を行ったため、繰越しをしたものでございます。説明は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

④ 報告第 3 号 令和 3 年度矢板市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長 次に④について説明を求めます。

○下水道課長（江連康一） それでは報告事項の 5 ページを御覧ください。報告第 3 号 令和 3 年度矢板市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明申し上げます。朗読は割愛させていただきます。

1 枚おめくりいただきまして、6 ページの計算書を御覧ください。まず、三つの事業ともに、1 款 資本的支出、1 項 建設改良費となっております。

次に事業名と、繰越理由につきましては、御説明申し上げます。まず、1 番上からですが、交付金石関幹線管渠築造工事分割 1 号につきましては、地下埋設物が支障となり、設計変更の不測の日数を要したため繰越しをしております。

次に上から二つ目。真ん中でございますが、現場技術業務委託につきましては、上の段の交付金石関幹線管渠築造工事分割 1 号に関連する業務委託となっておりますので、業務の趣旨を踏まえまして、併せまして繰越ししてござ

います。

次に1番下の、矢板市公共下水道矢板市水処理センター実施設計に係る技術的援助に関する協定でございますが、協定内容の範囲を追加変更いたしましたので、不測の日数が必要となり繰越しをしたものでございます。

最後に翌年度の繰越額でございますが、全部合計しまして、9,760万7,000円を、繰越ししてございます。説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

⑤ 報告第4号 公益財団法人矢板市農業公社の経営状況説明書の提出について

○議長 次に⑤について説明を求めます。

○農林課長(黒田禎) 続きまして7ページ、報告第4号 公益財団法人矢板市農業公社の経営状況説明書の提出についてでございます。朗読は省略させていただきます。この件につきましては、矢板市の出資団体である矢板市農業公社の経営状況に関する説明資料として、法の定めに従い提出するものです。

資料2ページを御覧ください。初めに令和3年度の事業報告でございます。矢板市農業公社は公益財団法人として、農業の生産性の向上と農業の振興、地域の活性化を目的として、農地流動化に関する事項など、五つの事業を実施しております。2ページ下段から役員等に関する事項ですが、理事、監事、評議員及び職員等記載のとおりでございます。続きまして3ページの中段、事業の状況でございます。(1)農地流動化に関する事業といたしまして、農地貸借等契約支援事業など二つの事業を実施いたしました。続きまして4ページ。(2)農業経営の安定化を図る事業としまして、農作業のあっせんを行いました。認定農

業者会支援事業につきましては、コロナ禍等の影響により地元産酒米を使った日本酒の試飲会や県外研修等の事業が実施できませんでした。(3)地域特産物普及推進事業の「矢板たかはら米」ブランドPR事業ですが、同じくコロナ禍の影響で各種イベントが開催されず、道の駅やいた年末年始イベントへの、「矢板たかはら米」提供のみの参加となっております。また、ふるさと便推進事業は966口の発送を行いました。続きまして5ページ。(4)就農支援及び都市住民と農業者との交流促進事業の農業体験学習事業は、矢板高校のインターシップ事業の支援を行いました。「お試しの家」推進事業は、3月以降3件の問合せがありましたが、貸出までには至っておりません。続きまして、5ページの下段から、3役員等に関する事項です。まず理事会につきましては書面決議を含む6回、評議員会は3回開催いたしました。続きまして8ページ、財務諸表でございます。中段の3基本財産及び特定財産の増減に関する事項です。こちらの当期の増減はございませんでした。続きまして9ページ。固定資産は、乗用車、パソコンなどの当期末残高でございます。続きまして10ページを御覧ください。正味財産増減計算書でございます。初めに(1)経常収益についてですが、事業収益である事務受託収益や受取補助金等により、経常収益は1,560万1,402円となりました。続きまして(2)経常費用ですが、事業費として職員の人件費のほか、施設運営等の経常経費、法人運営に要する管理費などにより、経常費用は1,574万748円となりました。表の1番下を御覧ください。ただいまの当期経常収益費用により、一般及び指定正味財産を合計した正味財産期末残高は3,040万9,204円となりました。詳細につきましては次ページに添付のとおりでございます。続きまして17ページを御覧ください。令和4年度事業計画書でございます。公益財団法人として基本方針にありますとおり、農業の振興と地域の活性化を目的といたしまして、農地流動化に関

する事業など、公益目的事業の各種事業に引き続き取り組むことといたしております。農業公社の経営状況につきまして、報告は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

⑥ 矢板市犯罪被害者等支援条例の制定及びパブリックコメント実施について

○議長 次に、⑥について説明を求めます。

○生活環境課長(村上治良) 矢板市犯罪被害者等支援条例の制定及びパブリックコメント実施について御説明いたします。なお資料を御覧いただきながら、お聞き取り願います。

犯罪被害者等への支援につきましては、犯罪被害者等基本法に規定され、地方公共団体の責務となっているものであり、昨年3月に、閣議決定された第4次犯罪被害者等基本計画に、犯罪被害者等支援条例の制定が盛り込まれていることから、条例制定について全国的に機運が高まったところであります。

条例制定の目的といたしましては、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、本市市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定め、支援に必要な施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として条例を定めるものであります。条例の概要につきましては、別添資料にあります、条例案を要約いたしますと、犯罪被害者等への支援に関する市の基本理念を定め、相談窓口の設置、見舞金の支給、安全の確保、居住の安定等の、犯罪被害者等への支援に関して定めているものであります。

現在、令和4年10月1日施行に向け手続きを進めており、9月の市議会定例会議に議案として提出させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。また、今回の条例の制定に当たり、事前に条例案を公表して、広く市民の皆様からの御意見を募集するため、パブリックコメントを実施いたします。実施期間につきましては、本日、6月3日から7月2日までの1か月間とし、実施方法などについては、資料に記載のとおりでございます。説明は以上となりますので、よろしくお願いたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

⑦ 工事請負契約の締結に係る追加議案の提出予定について

○議長 次に、⑦について説明を求めます。

○国体・スポーツ局長（山口武） 工事請負契約の締結に係る追加議案の提出予定について報告をいたします。資料御覧いただきながらお聞き取りを願いたいと思います。

矢板市文化スポーツ複合施設の新築工事につきましては、昨年度、実施設計が完了し本年度から工事を実施するため、4月1日に総合評価落札方式条件付一般競争入札の告知を行い、進めてまいりました。四つの特定建設工事共同事業者から入札参加があり、評価の結果、総合評価点最高順位者の入札価格が低入札価格となったため、6月1日に総合評価点最高順位者に対しヒアリングを行い、本日、午後に開催される低入札価格調査委員会の審議を経て、ようやく予定者が決定した後、仮契約を締結する予定でございます。

このことから、6月16日に工事請負契約の締結についての追加議案を提出

しますことを御理解賜りたく、報告を申し上げます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

4 その他

○議長 議員各位及び執行部から何かありませんか。

(なし)

○中村久信議員 教育長に1点お尋ねさせていただきます。こここのところ物価が高騰しているということで、いろいろ報道もされていますし、過日の新聞報道によりますと、年内に1万品目を超えるものが、値上げされるということでございます。また、この6月末までに、6,000品目を超えるものが、既に値上げされている、または値上げが予定されているということでございます。

この、物価高騰が学校給食に与える影響に対して教育委員会としてどのように対応考えておられるのか、お尋ねをさせていただきます。以上です。

○教育総務課長（細川智弘） 中村議員の御質問にお答えいたします。

現在、給食でございますけど、献立につきましては、工夫して、副食費、こちらを圧縮して対応している状況でございます。物価高騰はこのまま続けば、現状の給食費で賄うことは難しいと考えております。このこともございまして、近日中に学校給食共同調理場運営協議会、こちらを開催いたしまして、給食費の改定が必要かどうか、それら給食の状況もろもろ検討を行う予定になっております。

○中村久信議員 状況は分かりましたが、こういう高騰を受けてですね、よく

言われているように、収入、給料等が増えてない中で、物価が上がるということは、請求費に対して打撃が大きいわけでございます。そういったことを背景に考えたときに、その給食費が賄いきれない、単純に給食費を増やすということではなくて、公費の投入とか、そういったことを検討されるお考えがあるのでしょうか。

○教育総務課長 まず、学校給食運営協議会、こちらの意見も踏まえまして、総合的にこの高騰分に対する補助、市のほうで行うかどうかを、そちらも総合的に考えていきたいと思えます。以上です。

○議長 ほかにありませんか。

(なし)

5 閉会

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。(10:)

令和 年 月 日

議長